

飯塚市開発指導要綱  
手続要綱

飯塚市

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市開発指導要綱（平成22年飯塚市告示第75号）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予備調査)

第2条 開発行為を行おうとする事業者は、あらかじめ開発区域及びその周辺の地質、地盤、樹木、都市計画、道路、給排水等の状況について調査しなければならない。

(事前協議)

第3条 事業者は、関係法令等による申請又は届出を行う前に、公共、公益施設等の基本計画及び維持管理等について、次表により協議しなければならない。

関係各課（かい）	協議事項
都市計画課	総括窓口、都市計画施設、公園、都市景観及び屋外広告物に関する事。
土木管理課	道路、下排水施設、安全施設、駐車場の確保及び電柱用地に関する事。
土木建設課	切盛土、がけ面、擁壁等の構造物に関する事。
農業土木課又は各支所経済建設課	農業用施設及び農業用水利に関する事。
企業局上水道課	上水道施設の設置に関する事。
企業局下水道課	公共下水道施設の設置、接続、排水、浄化槽に関する事。
企業局企業管理課	受益者負担金又は区域外流入分担金に関する事。
防災安全課又は各支所市民窓口課	消防水利施設（消火栓・防火水槽の設置）及び防犯灯に関する事。
建築課	建築基準法に基づく道路及びその他建築に関する事。
環境対策課	ごみ集積施設に関する事。
環境整備課	環境保全に関する事。
文化課	埋蔵文化財及びその他の文化財に関する事。

農業委員会	農地法に関する事。
財産活用課	官民境界、寄附に関する事。
その他の関係機関	自治会への加入に関する事。その他市長が必要と認める協議事項。

2 前項の事前協議のあと、開発行為事前協議書に別表第1に掲げる関係図書を添付して市長に提出しなければならない。

(事前審査会)

第4条 市長は、事業者が前条の規定による開発行為事前協議書を提出したときは、開発行為を円滑に行うため、関係各課（かい）により構成する事前審査会を開くことができる。

2 事業者及び設計者は、市長が前項の審査会に出席を要請したときは、これを拒むことはできない。

(公共、公益施設等に関する協議)

第5条 開発行為により市が引き継ぐこととなる公共、公益施設及び用地があるときは、公共、公益施設等に関する協議書に別表第2に掲げる関係図書を添付して市長に提出し、その管理及び寄附について協議しなければならない。

(開発行為の同意申請)

第6条 開発行為の同意を得るには、第3条から前条までの協議のあと開発行為(同意・変更)申請書に別表第3に掲げる関係図書を添付して市長に提出しなければならない。市長は、その申請書が同意の内容に適合していると認めるときは、開発行為(同意・変更)通知書を事業者に交付するものとする。

(工事着手の届出)

第7条 開発行為に関する工事に着手する前に、工事着手届に工事工程表を添付し、市長に提出しなければならない。

(変更申請の手続き)

第8条 同意を受けた開発行為を変更しようとするときは、開発行為(同意・変更)申請書(従前の部分を朱書すること。)に第6条に規定する関係図書のうち、変更

に係わる図書（従前の部分を朱書すること。）を添付して、市長に提出し、その同意を得なければならない。ただし、変更の内容が軽微なもので、市長が必要ないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、第3条第1項及び第5条の規定を準用する。

（工事の廃止の届出）

第9条 開発行為に関する工事を廃止したときは、工事の進捗状況に応じて災害を防止するための必要な措置を講じるとともに、開発行為に関する工事廃止届出書に別表第4に掲げる関係図書を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、第3条第1項及び第5条の規定を準用する。

（住所等の変更の届出）

第10条 当該開発行為の同意を受けた者、工事施工者又は設計者の住所又は氏名に変更が生じたときは、住所等変更届出書を市長に提出しなければならない。

（建築物等の建築等同意申請）

第11条 開発区域内に、建築物の建築又は特定工作物の建設をしようとするときは、建築物の建築物等同意申請書に別表第5に掲げる関係図書を添付して市長に提出しなければならない。市長は、その申請書が同意の内容に適合していると認めるときは、建築物の建築等同意書を事業者に交付するものとする。

（予定建築物等以外の建築等同意申請）

第12条 開発区域内に予定以外の建築物の新築、改築又は特定工作物の新設、改築並びに用途の変更を行うときは、予定建築物等以外の建築等同意申請書に別表第6に掲げる関係図書を添付して市長に提出しなければならない。市長は、その申請書が同意の内容に適合していると認めるときは、予定建築物等以外の建築等同意書を事業者に交付するものとする。

（地位承継の届出）

第13条 開発行為の同意に基づく地位を承継した者又は承継しようとする者は、地位承継同意申請書に別表第7に掲げる関係図書を添付して市長に提出しなければならない。市長は、その申請書が同意の内容に適合していると認めるときは、地位継承同意書を事業者に交付するものとする。

（工事完了の届出）

第14条 開発行為に関する工事が完了したときは、工事完了届出書に別表第8に掲げる関係書類を添付して市長に提出し、完了検査を受けなければならない。

（工事完了検査合格通知）

第15条 市長は、完了検査の結果、当該工事が開発行為の同意の内容に適合していると認めるときは、工事完了検査合格通知書を事業者に交付するものとする。

（公共、公益施設等寄附申出）

第16条 第5条で市長と協議した公共、公益施設等については、第14条の工事完了検査前までに、公共、公益施設等寄附申出書に別表第9に掲げる関係図書を添付して市長に申し出なければならない。

2 寄附をする用地が次に該当するときは、前項の図書の提出前までに、変更又は抹消の登記をしなければならない。

(1) 登記事項証明書上の面積と実測面積とに差異があるとき。

(2) 登記事項証明書上の土地所有者、住所等に変更があるとき。

(3) 抵当権その他所有権以外の権利の設定がなされているとき。

（国土利用計画法）

第17条 開発区域内及びその隣接地を含む土地において、都市計画区域の場合5,000平方メートル以上、都市計画区域以外の区域の場合10,000平方メートル以上の土地売買等の契約を締結したときは、契約締結日から2週間以内に国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく届出書を市長に提出しなければならない。

（農地法）

第18条 開発区域内に農地を含んでいるときは、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地転用許可申請を行わなければならない。

（森林法）

第19条 開発区域内に森林法（昭和26年法律第249号）に基づく地域森林計画の対象となっている私有地を含み、しかもその私有地の規模が1ヘクタールをこえるときは、同法の開発許可を受けなければならない。

（福岡県環境保全に関する条例）

第20条 福岡県環境保全に関する条例（昭和47年福岡県条例第28号）に基づく自然環境保全地域以外における3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為については、知事に届出を、5ヘクタール以上（ただし、標高100メートル以上の土地を含むときは3ヘクタール以上）の開発行為については、知事の許可を受けなければならない。

(建築基準法)

第 21 条 新設道路が建築基準法に基づく接続道路として認められない場合には、建築基準法に基づく確認申請を行う前に、同法に基づく道路の位置指定を受けなければならない。

(補則)

第 22 条 道路法、河川法、自然公園法、砕石法、砂防法、工場立地法及び公害関係法等その他開発行為に係る法律の規制については、この告示による届出、申請とは別に許認可の手続きを行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 4 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この告示は、平成 1 8 年 3 月 2 6 日から施行する。
- 3 この告示は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この告示は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 6 この告示の施行の日の前日までに、改正前の飯塚市開発指導要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第 1 (第 3 条関係)

\* 自己業—自己の業務、自己住—自己の居住用住宅

\* ○印—添付、△印—該当する場合は添付、—印—添付不要

	関 係 図 書	種 別		
		自己外	自己業	自己住
1	位置図		○	
2	附近見取図 (位置図と兼用してもよい)		○	
3	公図		○	
4	現況図		○	
5	土地利用計画図		○	
6	造成計画平面図		○	
7	排水施設計画平面図		○	
8	給水施設計画平面図		○	
9	その他必要図 (縦横断面図、構造図等)		○	

\* 3,000 m<sup>2</sup>未満の場合は、7、8 の図書は 6 の図書に表示可

別表第 2 (第 5 条関係)

	関 係 図 書	種 別		
		自己外	自己業	自己住
1	土地の登記事項証明書		○	
2	公図		○	
3	平面図		○	
4	地積図		○	
5	その他		○	

別表第 3 (第 6 条関係)

	関 係 図 書	種 別		
		自己外	自己業	自己住
1	公共、公益施設等に関する協議書 (写し)	○	○	○
2	同上協議事項 (別紙)	△	△	△
3	登記関係一覧表	○	○	○
4	土地の登記事項証明書	○	○	○
5	権利者の施行同意書	○	○	○
6	同意者の印鑑証明書	○	○	○
7	放流先水路管理者の同意書	○	○	○
8	建設業法による建設業者許可済証 (写し)	○	○	—
9	他法令による許可等の写し	○	○	○
10	公 図	○	○	○
11	位置図	○	○	○
12	附近見取図 (位置図と兼用してもよい)	○	○	○
13	現況図	○	○	○
14	土地利用計画図	○	○	○
15	求積図	○	○	○
16	造成計画平面図	○	○	○
17	造成計画縦横断面図	○	○	○
18	排水施設計画平面図	○	○	○
19	給水施設計画平面図	○	○	○
20	道路計画縦横断面図	○	△	—

21	排水施設縦断面図	○	△	—
22	がけの断面図	○	○	○
23	擁壁の断面図	○	○	○
24	排水施設構造図	○	○	○
25	道路構造図	○	○	—
26	工作物構造図	○	○	△
27	流量計算書	○	○	—
28	構造計算書	△	△	△
29	安定計算書	△	△	△
30	工作物の施設の能力に関する計算書	△	△	—
31	市長が必要と認める図書	△	△	△

\* 3,000㎡未満の場合は、18、19の図書は16の図書に表示可

\* 3,000㎡未満の場合は、24～26の図書は、同一図書に表示可

5	同意者の印鑑証明書	○	○	—
6	市長が必要と認める図書	○	○	—

別表第8（第14条関係）

	関係図書	種別		
		自己外	自己業	自己住
1	公共、公益施設等に関する協議書（写し）	○	△	△
2	位置図	○	○	○
3	完成平面図	○	○	○
4	確定測量図（公共施設のみ）	○	○	△
5	公図	○	○	○
6	工事工程写真	○	○	○
7	竣工写真	○	○	○
8	公共、公益施設の登記嘱託書の案	○	○	△
9	登記関係一覧表	○	○	△

別表第4（第9条関係）

	関係図書	種別		
		自己外	自己業	自己住
1	工事廃止理由書		○	
2	位置図		○	
3	計画平面図		○	
4	現況平面図		○	
5	現況写真		○	
6	市長が必要と認める図書		○	

別表第9（第16条関係）

	関係図書	種別		
		自己外	自己業	自己住
1	公共、公益施設等の登記嘱託書の案		○	
2	寄附証書（寄附の場合）		○	
3	登記承諾書		○	
4	印鑑証明書（法人の場合は資格証明書も必要）		○	
5	土地の登記事項証明書		○	
6	登記原因証明情報		○	
7	公共、公益施設等の地積測量図		○	
8	公図		○	
9	位置図		○	
10	完成平面図		○	

別表第5（第11条関係）

	関係図書	種別		
		自己外	自己業	自己住
1	位置図		○	
2	配置図		○	
3	建築物等の平面図		○	
4	誓約書		○	
5	市長が必要と認める図書（現況写真等）		○	

別表第6（第12条関係）

	関係図書	種別		
		自己外	自己業	自己住
1	位置図		○	
2	附近見取図		○	
3	用途別現況図		○	
4	市長が必要と認める図書		○	

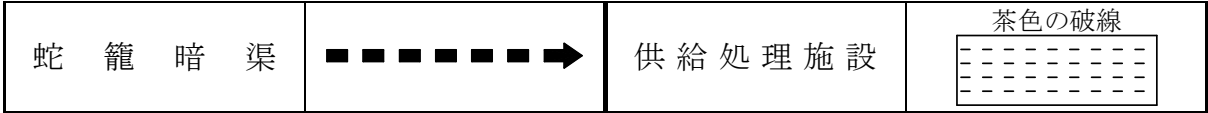
別表第7（第13条関係）

	関係図書	種別		
		自己外	自己業	自己住
1	承継の原因を証する書類	○	○	—
2	土地の登記事項証明書	○	○	—
3	公図	○	○	—
4	施行の妨げとなる権利者の施行同意書	○	○	—

設計製図凡例

名称	記号	名称	記号	
方位		間地ブロック積擁壁	$KH=2.5$ 	
開発区域境界線		重力式擁壁	$RCH=3.0$ 	
工区境界		R C 擁壁	$RCH=3.0$ 	
街区番号		消防水利施設	消火栓 防火水槽は実在の形にする。 	
宅地番号		階 段		
公共公益用地		ガードレール		
造成計画高		ガードフェンス		
敷地面積		落石防護柵		
B M		車 止 め	可動式又は固定式 	
位 置		暗 渠	円 形	内 径
高 さ			馬 蹄 計	巾×高さ
道路番号及び巾員		矩 形	巾×高さ	
測 点		卵 形	呼び名	
勾配、延長		開 渠	U形側溝及び寸法	$U-$ 
変 化 点			L形側溝及び寸法	$L-$ 
縦断曲線		LU形側溝及び寸法	$LU-$ 	
法面、勾配、高さ		グレーチング側溝	$300 \times$ 	
		その他の開渠	巾×高さ	

名 称	記 号	名 称	記 号
柵 類		有孔ヒューム管	
勾 配	雨水 $i =$ $L =$ 汚水 $i =$ $L =$	盲 集 水 柵	
管 番 号		給 水 管	
管 延 長		消 火 栓	
流 水 方 向		境 界 杭	
雨 水 管 渠		街 渠 柵	
汚 水 管 渠		現 況 保 存	
合 流 管 渠		表 土 除 去	
既 設 管 渠		へ ド ロ 除 去	
横 断 暗 渠		斜 面 段 切 (斜面に盛土をする場合 で段切の必要ある部分)	
雨水円形入孔		公 園 、 緑 地 ( 公 園 )	
汚水円形入孔		芝 工	
雨水角形入孔		鉄 線 蛇 籠 工 フ ト ン 籠 工	
汚水角形入孔		格 子 枠 ブ ロ ッ ク 工	
礫 暗 渠		張 ブ ロ ッ ク 工	





## 設計図の作成要領

図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
位置図	1/25,000 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 方位</li> <li>2. 開発地域（朱書き）</li> <li>3. 開発区域周辺の都市施設および都市計画施設の位置・名称</li> <li>4. 各鉄道駅からの交通機関の系路名称</li> <li>5. 開発区域内において排水される雨水・汚水の流末、河川への系路</li> <li>6. 用途地域およびその他規制区域等</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地図（地形図）に表示のこと。</li> <li>○ 規制区域等は、開発区域およびその周辺について図示のこと。</li> </ul>
附近見取図	1/3,000 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 方位</li> <li>2. 開発区域の境界（朱書き）</li> <li>3. 土地の形状</li> <li>4. 県界および市町界と名称</li> <li>5. 市町の区域内の町または字の境界と名称</li> <li>6. 都市計画区域界と名称</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相当範囲の外周区域を包括したものでなければならぬ。</li> <li>○ 現況図にまとめて図示してもよい。</li> </ul>
現況図	1/1,000 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 方位</li> <li>2. 開発区域の境界（朱書き）</li> <li>3. 地形（等高線は2メートルの標高差を示すもの）</li> <li>4. 開発区域内およびその周辺の公共公益的施設の位置及び形状</li> <li>5. 行為の妨げとなる権利を有するものの工作物等の物件</li> <li>6. 現況写真との照合符号と撮影方向</li> <li>7. 樹木又は樹木の集団及び切土又は盛土を行う部分の表土の状況</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相当範囲の外周区域を包括したものでなければならぬ。</li> <li>○ 樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあつては規模が1ヘクタール以上の開発行為について記載すること。</li> </ul>
土地利用計画図	1/1,000 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 方位</li> <li>2. 開発区域の境界（朱書き）</li> <li>3. 工区界</li> <li>4. 公共・公益的施設の位置および形状</li> <li>5. 予定建築物の用途</li> <li>6. 敷地に係る予定建築物の用途</li> <li>7. 樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状</li> <li>8. 凡例</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予定建築物の用途は住宅・共同住宅・店舗、○○工場と具体的に各敷地毎に記入すること。</li> <li>○ この図面は開発登録簿の図面として一般の閲覧に供されますので明確に表示してください。</li> </ul>

図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
求積図	1/500 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 方位</li> <li>2. 開発区域の全面積</li> <li>3. 道路・水路・公園、広場等の公共、公益的施設を区別した空地の面積</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 三斜により算出のこと。</li> <li>○ 求積表のかわりに求積書を添付してもよい。</li> </ul>
造成計画 平面図	1/1,000 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 方位</li> <li>2. 開発区域の境界（朱書き）</li> <li>3. 切土または盛土及び表土復元部分の色別</li> <li>4. がけ・擁壁の位置、形状および記号</li> <li>5. 道路の位置・形状・幅員・勾配および記号</li> <li>6. 道路の中心線とその測点および計画高</li> <li>7. 敷地の形状及び計画高</li> <li>8. 街区の長辺および短辺の長さ</li> <li>9. 公園・緑地その他公共用の空地および公益的施設の位置、形状、規模および名称</li> <li>10. 工区界</li> <li>11. 地形（現況線）</li> <li>12. 従横断線の位置および記号</li> <li>13. ベンチマークの位置と高さ</li> <li>14. 消防水利施設の名称、位置および形状</li> <li>15. 凡例</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現況線は細線で記すこと。（等高線は2メートルの標高差を示してください）</li> <li>○ 道路、擁壁、のり公園等を色別すること。</li> </ul>
切盛分布図	1/500 以上		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 切土又は盛土をする土地の部分で、表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。</li> <li>○ 切土部は黄色、盛土部は緑色、表土復元部は桃色の各々淡色で色別すること。</li> </ul>

図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
造成計画 縦横断面図	1/500 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 縦横断面線記号</li> <li>2. 区域境界位置</li> <li>3. 基準線 (D. L)</li> <li>4. 現地盤面と計画地盤面</li> <li>5. 切土・盛土・表土復元の色別</li> <li>6. 計画地盤高</li> <li>7. がけ・擁壁・道路の位置、形状および記号</li> <li>8. ボックスカルパート、盲暗渠、その他構造物の位置、形状および記号</li> <li>9. 土羽の位置、形状および勾配</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現況線は細く、計画線は太く表示のこと。</li> <li>○ 切土部は黄色、盛土部は緑色、表土復元部は桃色の各々淡色で色別すること。</li> <li>○ 区域境界付近の図示に必要な範囲の外周区域を包括したものでなければならない。</li> </ul>
排水施設 計画平面図	1/500 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 方位</li> <li>2. 開発区域の境界 (朱書き)</li> <li>3. 排水施設の位置、種類、形状、材料および内のり寸法、勾配</li> <li>4. 水の流れの方向</li> <li>5. 吐口の位置</li> <li>6. 放流先河川、水路の名称</li> <li>7. 排水施設の記号</li> <li>8. 流量計算書との照合符号</li> <li>9. 道路、公園その他の公共・公益的施設および予定建築物の敷地等の計画高</li> <li>10. 汚水処理場の位置、形状</li> <li>11. 凡例</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放流先図示に必要な範囲の外周区域を包括したものでなければならない。</li> </ul>
給水施設 計画平面図	1/500 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 方位</li> <li>2. 開発区域の境界 (朱書き)</li> <li>3. 給水施設の位置、種類、形状、材料および内のり寸法</li> <li>4. 取水方法および位置</li> <li>5. 消火栓の位置及び種類</li> <li>6. ポンプ施設、貯水施設、浄水施設の位置および形状</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取水方法および位置の図示に必要な範囲の外周区域を包括したものでなければならない。</li> <li>○ 排水計画平面図にまとめて図示してもよい。</li> </ul>

道路計画 縦断面図	1/500 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 測点</li> <li>2. 勾配 (%)</li> <li>3. 計画地盤図</li> <li>4. 計画地盤高</li> <li>5. 単距離および追加距離</li> <li>6. 基準線 (DL)</li> <li>7. 道路記号</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域外取付道路との関連の図示に必要な範囲の外周区域を包括したものでなければならない。</li> </ul>
--------------	-------------	---	--

図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
排水施設 縦断面図	1/500 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 測点</li> <li>2. 排水渠勾配および管径</li> <li>3. 管底高</li> <li>4. 人孔種類、位置および記号</li> <li>5. 人孔間距離</li> <li>6. 基準線 (DL)</li> <li>7. 排水施設記号</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路計画縦断面図にまとめて図示のこと。</li> </ul>
がけの 断面図	1/50 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. がけの記号</li> <li>2. がけの高さおよび勾配</li> <li>3. 土質 (土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質およびその地層の厚さ)</li> <li>4. がけ面の保護の方法</li> <li>5. 現地盤面</li> <li>6. がけの前後の地盤面</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現況線は細く、計画線は太く表示のこと。</li> </ul>
擁壁の 断面図	1/50 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 擁壁の記号</li> <li>2. 擁壁の寸法および勾配</li> <li>3. 擁壁の材料の種類および寸法</li> <li>4. 裏込コンクリートの品質および寸法</li> <li>5. 透水層の位置および寸法</li> <li>6. 水抜穴の位置、材料及び内径寸法</li> <li>7. 基礎構造の種類と寸法</li> <li>8. 基礎地盤の土質</li> <li>9. 基礎くい位置、材料及び寸法</li> <li>10. 擁壁を設置する前後の地盤面</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄筋コンクリート擁壁造のときは配筋図が必要です。</li> </ul>
排水施設 構造図	1/50 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 排水施設の記号</li> <li>2. 開渠、暗渠、会所、落差工、吐口等</li> <li>3. 放流先河川、水路の名称、断面、水位 (低水位、高水位) および吐口の高さ</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄筋コンクリート造のときは配筋図が必要です。</li> </ul>

道路構造図	1/50 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路の記号</li> <li>2. 道路の幅員構成</li> <li>3. 横断勾配 (%)</li> <li>4. 路面、路盤の材料、品質、形状および寸法</li> <li>5. 道路側溝および埋設管等の位置、形状および寸法</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 排水施設構造図にま とめて図示してもよ い。</li> </ul>
工 作 物 構 造 図	1/50 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設の名称および記号</li> <li>2. 施設の寸法、材料の詳細</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 橋梁、集末処理施設、 消防水利施設等</li> </ul>

図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
防災計画図	1/2,500 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 方位</li> <li>2. 開発区域の境界（朱書き）</li> <li>3. 等高線</li> <li>4. 計画道路位置</li> <li>5. 段切位置</li> <li>6. 表土除去範囲</li> <li>7. ヘドロ除去範囲および除去深さ</li> <li>8. 工事中の羽水排水系路および除去深さ</li> <li>9. 防災施設の位置、形状、寸法および名称</li> <li>10. 防災施設の設置時期および期間</li> <li>11. 凡例</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相当範囲の外周区域を包括したものでなければならない。</li> <li>○ 防災計画説明書を添付して提出のこと。</li> </ul>
排水流域図	1/1,000 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 方位</li> <li>2. 開発区域の境界（朱書き）</li> <li>3. 集水系統ブロック別に色分け</li> <li>4. 地表水および排水施設の水の流れの方向</li> <li>5. 流量計算書との照合符号</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域外の集水状況を図示できる範囲で外周区域を包括したものでなければならない。</li> <li>○ 排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい。</li> </ul>